

◇放課後児童クラブ利用料について◇

≪利用料の納入について≫

納入方法は、口座振替と納付書の２種類の方法があります。

【口座振替】

- ① 口座振替を希望される場合は、口座振替依頼書（指定用紙）を、口座振替を希望する金融機関へ提出ください。申込日の翌月または翌々月から口座振替が開始されます。
なお、振替日は毎月２５日です。
- ② 振替日に引き落としができなかった場合、後日納付書を発行いたしますので、納入期限内に指定金融機関または、市役所にて納入をお願いします。
- ③ 前年度以前から児童が利用しており、口座振替を登録している場合には、引き続き同じ口座から振替します。また、兄弟姉妹が新たに利用する場合も、同じ口座から振替します。

【納付書】

毎月下旬頃に児童クラブから納付書をお渡ししますので、納入期限内（原則として毎月末日まで）に指定金融機関または、市役所にて納入をお願いします。

≪利用料の未納について≫

- ① 利用料の納入が確認できない場合は、通知や電話等で連絡をいたしますので、早めの納入をお願いします。
- ② 利用料の滞納は児童クラブの運営上支障をきたしますので、納付すべき利用料を正当な理由なく３カ月以上滞納した場合には、退会していただくことがあります。
十分にご注意いただくとともに、納入期限までに必ず納めていただきますようお願いします。